

会員制度要綱

一般社団法人日本雇用環境整備機構

平成22年8月2日制定

平成23年12月29日改訂

平成26年6月23日改訂

令和7年4月1日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の雇用促進のための支援を目的に、対象者への各種研修及び講習会を行うとともに、雇用者並びに使用者への育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための意識啓発と適正な雇用及びその環境整備に向けての普及啓発並びに適正な雇用のための専門知識を有する管理者の育成・養成に関する知識及び技術の普及促進を図るため、本機構に会員制度を創設し、必要な事項をこの規程に定める。

(本会員制度の設置と位置付け)

第2条 本会活動の賛助的位置づけとしての会員制度として、個人会員、法人会員を設ける。本要綱でいう「個人会員及び法人会員」とは、本会の特別会員等規定で別途定める本機構の特別会員及び正会員とは異なり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の「社員」には該当しない。

第2章 会員制度

(会員制度)

第3条 本機構の目的を賛助し、知識及び技術に関する情報を収集することを希望する法人及び団体又は個人は会員制度に申し込むことができる。

(会員制度の種別、対象及び特典)

第4条 会員制度の種別、対象及び特典は以下のとおりとする。

(1) 法人会員

対象は、原則として本機構の目的を賛助するために入会加盟した法人及び団体とする。特典は、出版物の割引、催し参加料の割引、雇用環境整備事業者認定、臨時情報の提供、その他本機構の雇用促進を目的に行う事業及び情報等とする。

- ① 第一種法人会員 国及び市町村、または独立行政法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した行政庁等
- ② 第二種法人会員 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特

定非営利法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した公益性を有する団体等。但し、医療法人・学校法人・宗教法人は含まない。

- ③ 第三種法人会員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の法人又は団体で、本機構の目的に賛同して入会した法人等（個人事業主含む）
- ④ 第四種法人会員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の団体で、厚生労働大臣認可有料職業紹介事業許可証又は厚生労働大臣認可一般労働者派遣事業許可証を有する法人で本機構の目的に賛同して入会した法人等

但し、法人及び団体等にあつては、登記を異にする支店等はこれに含まないものとし、支店等の単位での入会を妨げないものとする。

(2) 個人会員

対象は、本機構の事業を賛助するために入会加盟した個人とする。

特典は、出版物の割引、催し参加料の割引、育児・障がい・エイジレス対象者の適正な雇用環境・採用基準を有する求人雇用主への情報提供と就業促進補助、採用に係る相談業務、雇用環境整備士資格者への単位評価及び公表公開、その他本機構の雇用促進を目的に行う事業及び情報等とする。

第3章 会 費

(費 用)

第5条 会員制度の種別によりそれぞれ次の費用を1年分前納するものとし、既納の費用は返戻しないものとする。但し、初年度のみ6か月を超える3月31日までを前納するものとする。

(1) 法人会員

- 第一種会員 会費なし
- 第二種会員 会費なし
- 第三種会員 月額：1,500円
- 第四種会員 月額：4,000円

(2) 個人会員 月額：300円

第4章 申込方法等

(申込の方法)

第6条 会員制度へ入会を希望する法人、団体又は個人は、所定の申込書に入会金及び会費を添えて申し込みをする。初回のみ発生する入会費用は以下の通りとする。

- (1) 第一種法人会員 入会金なし
- (2) 第二種法人会員 5,000円
- (3) 第三種法人会員 10,000円
- (4) 第四種法人会員 10,000円
- (5) 個人会員 入会金なし

(脱退・除名)

第7条 会員制度から脱退を希望する場合は、本機構に文書によりその旨申し出ることとし、本機構が受領した時点で脱退したものとする。脱退及び除名による場合、既納の費用の返戻しは行わない。

2 本制度の趣旨に違反し、又は著しく公益を損ねる者にあつては、制度から除名することができるものとする。

第6章 その他

(留意事項)

第8条 本機構の会員制度は意思決定や業務上のつながりはなく、本機構が業務の指導や推薦、信用保証、業務提携等を行うものではない。一般社団法人法における「社員」ではなく、したがって、本機構の会員であることを謳って消費者に誤解を与える電話勧誘や営業活動に使用してはならない。但し、本機構の会員であることを一般的に公表する行為自体を本会は妨げないものとする。

(雑則)

第9条 本規程に定めのない事項については、理事長が定める。

入会申込書

入会の希望区分	<input type="checkbox"/> 個人会員 <input type="checkbox"/> 法人会員
ふりがな 氏名又は組織名称	 (登記を異にする支店等の場合は〇〇支店など正式な名称を記入)
住所又は所在地	〒 ー
法人会員は担当部課名	
法人会員は担当者氏名	
連絡先電話番号 (個人会員は携帯推奨)	() ー
連絡先メールアドレス (個人会員は①②推奨)	① 個人のアドレス： ② 勤務先アドレス：
法人会員の場合は種別 (いずれかに〇印)	イ. 第一種法人会員 (国及び市区町村、または独立行政法人) ロ. 第二種法人会員 (社団法人、財団法人、特定非営利法人) ハ. 第三種法人会員 (株式会社、有限会社) ニ. 第四種法人会員 (人材派遣事業者、職業紹介事業者)
第四種法人会員のみ記入	厚生労働大臣認可一般労働者派遣事業許可番号 () 厚生労働大臣認可有料職業紹介事業許可番号 ()

※メールは本機構から特典や情報提供に使用しますので、入力間違いのないようお願いいたします。

一般社団法人日本雇用環境整備機構 理事長 殿

上記記載のとおり申込みいたします。

令和 年 月 日

自署捺印 _____ (印)

(サイン可)

申込書送付先

FAXの場合 03-3379-5596

ネットからも簡単申込できます <http://www.jee.or.jp/network/network.html>

※この申込書に記載された個人情報は加盟に関する必要な書類等の作成、送付及び本機構の内容並びに事業に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。